

住宅セーフティネット法の一部改正の概要について

●「住まいづくりアクションプラン」と「住宅セーフティネット法」の関係

住まいづくりアクションプラン

方針1 安心して住み続けられる住まいづくり

今後、増加する高齢者や障がい者などが安心して地域で住み続けられるよう、住まいと暮らしのセーフティネットを構築します。

取組1 誰もが安心して住むことができるセーフティネットの構築

- 施策1 【「住まいの相談窓口」の充実】(補強)
- 施策2 【「茅ヶ崎市居住支援協議会」の開催】(補強)
- 施策3 【住まいに関連する施策等の周知と活用促進】(継続)
- 施策4 【市営住宅の有効活用と公的賃貸住宅との連携】(継続)

関
連

住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律)

(目的)

第一条 この法律は、住生活基本法(平成十八年法律第六十一号)の基本理念にのっとり住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関し、国土交通大臣による基本方針の策定、都道府県及び市町村による賃貸住宅供給促進計画の作成、住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅の登録制度等について定めることにより、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与することを目的とする